

佐世保市監査委員公表第9号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

文化スポーツ部 分

令和7年3月24日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員 井 上 友 子



6 文 第 4 0 7 号

令和 7 年 3 月 1 8 日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様

佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦 様

佐世保市監査委員 井上 友子 様

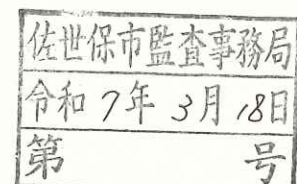
佐世保市長 宮島 大典



監査結果に対する措置について（通知）

令和 7 年 2 月 1 2 日付、佐世保市監査委員報告第 2 4 号で提出された監査結果報告について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

以 上



措置通知書

文化スポーツ部 文化国際課

報告を受けた事項	措 置 状 況
1. 支出事務 ① 旅費（概算払）において、佐世保市財務規則第118条第2項で「概算払を受けた者は、その用件終了後7日以内に精算書により…会計管理者に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。	旅費（概算払）の精算書において、要件終了後7日以内に会計管理者へ提出すべきところを失念したものです。 再発防止のため、課内において令和7年1月10日に財務規則の規定を再確認するとともに、今後は概算払の支出については、各担当者が精算日をグループウェアのスケジュールに登録し、決裁者がチェックする等、精算漏れがないよう確認方法の見直しを行いました。

措置通知書

文化スポーツ部 スポーツ振興課

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務	
① 行政財産目的外使用料において、算定誤りにより誤徴収となっているものがあった。	キーボードの押し間違いによる入力ミスを決裁者が気づくことができず、誤った金額を徴収したものです。 その後、相手方に連絡、事情を説明するとともに適正額に変更する事務を進め、変更指令書を令和7年3月12日に通知しました。 再発防止のため、課内において令和7年1月29日に財務規則の規定を再確認するとともに、他部署の管理シートを参考に新たに算定表等（単価と数量を入力すると自動計算）を作成し、入力ミスを防ぐとともに複数の職員によるチェックを行うようにしました。
2. 支出事務	
① 旅費（概算払）において、佐世保市財務規則第118条第2項で「概算払を受けた者は、その用件終了後7日以内に精算書により…会計管理者に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。	規則の認識が曖昧であったため、精算手続きには着手したものの、期限内に処理出来なかったものです。 今回の指摘を受け、令和7年1月29日に適切な事務処理の執行についての文章を課内にメールで通知するとともに、規則等を再認識し事務処理の遅延がないように口頭指導を行いました。 今後は出張命令時、概算払の支出については各担当者が精算日をグループウェアのスケジュールに登録し、決裁者がチェックする等、精算漏れがないよう確認方法の見直しを行いました。

措置通知書

文化スポーツ部 スポーツ振興課

報告を受けた事項	措置状況
② 役務費（資金前渡）において、佐世保市財務規則第110条第2項第2号で「…前渡金にあつては、その用件終了後7日以内に前渡金精算書を作成し、その支払いを証する書類を添付して…会計管理者に提出すること。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあつた。 3. 契約事務 ① 佐世保市小中学生応援事業委託業務ほかにおいて、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第4条第6項で「指名競争入札等において、…契約の目的・内容により業務を委託することのできる名簿登録者又は資格者がいない場合に限り、名簿又は資格者に登録されていない者（以下この項において「登録外業者」という。）を指名することができる。この場合において、業務委託の発注課は、当該登録外業者の指名に関し契約課が行う名簿登録審査と同等の審査を行わなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、登録外業者について名簿登録審査と同等の審査を行っていないかつた。	規則の認識が曖昧であつたため、精算手続きには着手したものの、期限内に処理出来なかつたものです。 今回の指摘を受け、令和7年1月29日に適切な事務処理の執行についての文章を課内にメールで通知するとともに、規則等を再認識し事務処理の遅延がないように口頭指導を行いました。 今後は資金前渡の支出については各担当者が精算日をグループウェアのスケジュールに登録し、決裁者がチェックする等、精算漏れがないよう確認方法の見直しを行いました。 登録外業者について名簿登録審査と同等の審査を行わなければならないというルールの詳細を把握しておらず、「契約課への相談」や「決裁に特別な事情を記述」すれば足りるとの認識に留まっていたものです。 令和7年1月29日に適切な事務処理の執行について課内にメールで通知するとともに、該当する契約案件が発生した場合は、共有フォルダに保存した登録外業者に関する審査項目を確認し、登録外業者を指名する場合は、名簿登録審査と同等の審査を行うこととしました。

措置通知書

文化スポーツ部 図書館

報告を受けた事項	措 置 状 況
1. 収入事務 ① 自動販売機電気料金（雑入）において、佐世保市財務規則第66条の2で「納期限について、法令又は契約若しくは処分に定めがないときは、納人及び債権金額を確認した日から20日以内における適宜の納期限を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、適正な納期限を定めていないものがあった。 2. 財産管理事務 ① 寄附に係る受入れにおいて、佐世保市事務処理規程第6条で「…市長決裁事項、部長専決事項及び課長専決事項以外の事項は、副市長の専決事項とする。」と規定されているにもかかわらず、副市長の決裁を受けていないものがあった。	財務規則の認識不足により、誤った納期限の設定していたものです。 今回の指摘を受け、令和7年1月17日に課内において財務規則を再確認し適正な事務処理を行うように全職員に周知徹底しました。 事務処理規程は認識していましたが、専決区分の確認不足により生じたものです。また、決裁文書作成時に前年処理分を複写したところ、機構改革による決裁ルート変更の影響で専決範囲が初期値の「課長」に戻っており、その点の誤認により処理していたことも重なりました。 不備については、専決者の修正を行い、令和6年12月2日に副市長決裁にて是正処理を実施しました。 今後の改善として、令和7年1月17日に専決区分表を課内全員に配付し、起案時は目を通して再確認するよう通知し、周知徹底しました。